

令和8年度「とくしま創業促進事業」に係る執行団体募集要項

徳島県は、令和8年度「とくしま創業促進事業」を実施するに当たり、本事業に係る業務を行う執行団体を以下により募集する。

本事業の補助金の交付を申請する者、採択され補助金の交付を受ける者は、「徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）」、「とくしま創業促進事業執行団体補助金交付要綱(以下「要綱」という。）」及び下記の点について十分に理解した上で、補助金に関する全ての手続きを適正に行うこと。

【応募する際の注意点】

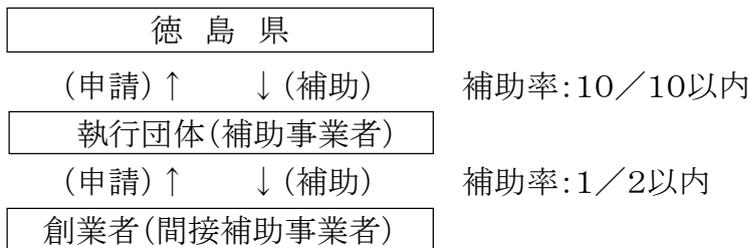
1. 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。次の各号に該当した場合、公募申請者は失格になる場合があるものとする。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該公募関係者に対して、当該公募に関わる不正な接触の事実が認められた場合
2. 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、徳島県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
3. 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額を返還するものとする。併せて、徳島県から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する場合があるものとする。
4. 徳島県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象としないものとする。
5. 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について徳島県知事の承認を受けなければならない。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあるものとする。

1. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、徳島県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、新たに創業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で事業承継又は第二創業した者に対し、執行団体を通じて、必要な経費の一部を補助するとともに伴走支援を行うことで、県内研究機関の技術シーズを活用したスタートアップのロールモデルの創出等、デジタル技術を活用して地域の課題解決につながる効果的な創業等を促進し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

(2) 事業スキーム



(3) 事業内容

本事業の内容は、別紙1「『とくしま創業促進事業』に係る事業概要」を参照のこと。

(4) 事業実施期間

交付決定日～翌年3月31日

(5) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人格を有する団体とする。

- ① 徳島県内に主たる事業所を有すること。
- ② 本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保できること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 本事業を推進する上で県が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- ⑤ 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ・地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ・徳島県建設業者指名停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

- ・会社更生法(昭和14年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ・徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- ・労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ・役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われれる者

2. 補助金交付の要件

(1) 補助率・補助額

執行団体に対する補助率は、定額補助(10/10以内)とし、補助額は10,250千円を上限とする。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、徳島県と調整した上で決定を行うこととする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費の区分は別表のとおりとする。なお、補助対象経費は可能な限り合理化に努めること。

3. 補助金の支払い

(1) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とする。

ただし、徳島県知事が認めた場合、補助金の交付決定額の1/2以内の範囲においての概算払いが可能とする。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出のあった実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあるため注意すること。

4. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年3月13日（金）

締切日：令和8年3月19日（木）17時必着

(2) 応募書類

① 公募申請書【様式1】

（法人の定款又は寄附行為、法人の概要が分かる説明資料、直近1ヵ年の事業報告及び決算報告を添付すること。）

② 事業実施計画書【様式2】

③ 申請方法、周知方法、申請書類等の事業実施方法に関する説明書

④ 実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書

⑤ 事業費内訳【様式3】

「とくしま創業促進事業」を実施するために必要な事業経費の全ての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

※（様式が指定されているもの以外は様式自由とする。）

(3) 応募方法

持参により提出すること。

(4) 応募書類の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県経済産業部 企業支援課 創業・経営支援担当

(5) 質問の受付及び回答

① 質問の受付期間

令和8年3月19日（木）までの平日午前9時から午後5時まで

（19日（木）は本書類の締切り日のため、正午まで受け付けることとする。）

② 質問の受付方法

当該公募に係る質問は、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出すること。な

お、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

③ 質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの応募状況等に関する内容は受け付けない。

④ 質問に対する回答

質問者に対してのみFAX、電子メールのいずれかの方法により回答する。

⑤ 問い合わせ先

徳島県経済産業部 企業支援課 創業・経営支援担当

電話 088-621-2367

FAX 088-621-2853

5. 審査方法・選定基準

(1) 審査方法

- ① 提出された応募書類をもとに、事業者選定委員会において審査を行った上、業務の目的に最も合致した者を候補者として選定する。なお、応募者が1者であった場合は、応募書類の適否を評価するものとする。
- ② 審査結果は、応募者に遅滞なく通知する。

(2) 選定基準について

以下の選定基準に基づいて総合的に評価して行うものとする。

- ① 「とくしま創業促進事業」に係る執行団体としての適格性
 - ・本事業の類似事業実績
 - ・組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等
 - ・本事業を遂行するための資力、資金調達能力
 - ・事業実施計画(スケジュール)の妥当性、効率性
- ② 伴走支援の実施内容について
 - ・伴走支援の実施体制
 - ・伴走支援の実施内容の妥当性
- ③ 事業実施方法
 - ・補助金交付の際の申請方法や周知方法、申請書類の妥当性
- ④ 事業実施体制と事業費用
 - ・事業規模及び継続性
 - ・要員数や事務所の確保、事業実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施
 - ・適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
 - ・事業費の金額の妥当性
- ⑤ その他
 - ・提案内容が本事業の目的に合致しているか
 - ・事業実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか

6. その他・注意事項等

- (1) 応募書類は返却しないこととする。なお、提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。ただし、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となるため留意すること。
- (2) 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の可否を問わず、提案書の作成費用は支給しないものとする。
- (3) 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合がある。
- (4) 資料に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。また、資料に不備がある場合は、審査対象とならないため、注意すること。
- (5) 締切を過ぎての提出は受け付けないため、期限に余裕をもって提出すること。

別 表

1. 補助事業に係る費用の区分(補助上限額:10,000千円)

| 区 分 | 補助対象経費 |
|----------------|--|
| 間接補助金交付事業に係る経費 | <p>間接補助事業者へ支払う経費</p> <p>人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等</p> <p>※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員の人件費を除く。</p> |

2. 支援事業に係る費用の区分(補助上限額:250千円)

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 間接補助事業者の選定、補助金の交付および伴走支援等に係る経費 | <p>間接補助事業者の支援、間接補助事業の広報・周知に要する経費</p> <p>(人件費※、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費(伴走支援など当補助事業の実施に当たって必要となる経費)等)</p> <p>※ 補助事業に直接従事する従業員に限る。</p> |

【経費として計上できない経費】

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がある)
- ・その他事業に関係ない経費